

7 建設業の国際化

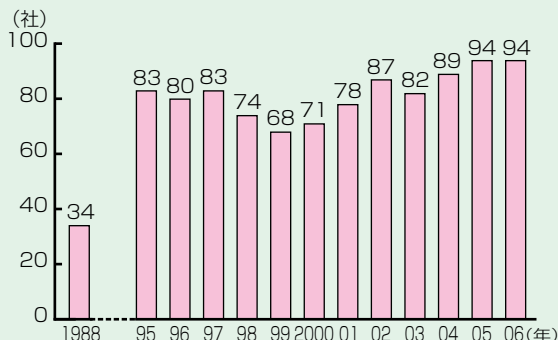
WTO政府調達協定適用基準額

| | 建設工事 | コンサル |
|----------|----------------------|--------------------|
| 中央政府 | 450万SDR (7.2億円) | 45万SDR (0.72億円) |
| 政府関係機関 | 1500万SDR (24.1億円) | 45万SDR (0.72億円) |
| 都道府県・政令市 | 1500万SDR (24.1億円) | 150万SDR (2.4億円) |

(注) 邦貨換算額は2006年4月より2年間適用される。
(WTO=World Trade Organization、世界貿易機関)

わが国建設市場の国際化のきっかけとなったのは、1988年の日米政府間合意（外国企業が日本の制度に習熟するために特定プロジェクトに特例措置を講ずる等）であった。その後、96年にWTO政府調達協定が発効したことにより市場の国際化が一段と進んだ。

外国企業数の推移

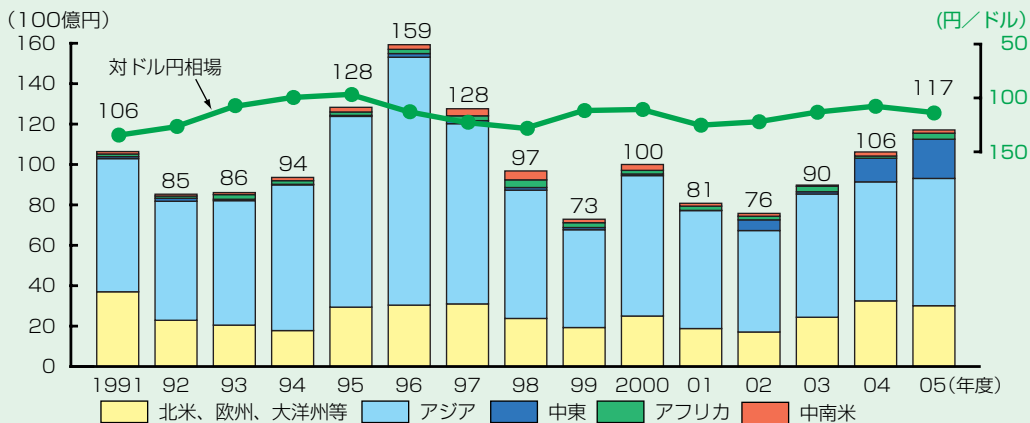


(注) 1. 建設業許可取得企業数(外資50%以上の日本法人を含む)を示す。(各年とも3月末時点)
2. 2006年の外国企業の国別内訳は、アメリカ42社、ドイツ、オランダ各8社、韓国、スイス各7社、スウェーデン、イギリス各5社、その他12社。

資料出所：国土交通省

外国企業数は90年代半ばまでは増加傾向にあったが、その後は頭打ちとなり、近年は80社～90社で推移している。

海外工事受注の推移



資料出所：海外建設協会、日本銀行

わが国建設業の海外工事受注（現地法人の受注を含む）は96年度にピークを記録した後、主要マーケットであるアジア地域の経済危機や競争激化等により大きく水準を下げた。近年は回復傾向にあり、05年度にはアジアや中東地域での工事の寄与により前年度に比べ1割増加し、引続き1兆円を超えた。大手建設会社の場合、受注総額に占める海外工事の割合は概ね5%程度である。